

新旧対照表

【2027年国際園芸博覧会のために使用される展示物品等の税関における取扱いについて（令和6年11月15日財閥第1091号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第6章 輸入品に適用される輸入規制</p> <p>46 関係法規</p> <p>博覧会において展示等される物品の輸入規制は、主に次に掲げる条約及び法令を根拠とする。</p> <p>(1)～(9) (省略)</p> <p>(10) 麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、覚醒剤取締法（麻薬等の輸入）</p> <p>(11)～(19) (省略)</p> <p>55 麻薬等の輸入（麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、覚醒剤取締法／所管：厚生労働省） (省略)</p>	<p>第6章 輸入品に適用される輸入規制</p> <p>46 関係法規</p> <p>博覧会において展示等される物品の輸入規制は、主に次に掲げる条約及び法令を根拠とする。</p> <p>(1)～(9) (同左)</p> <p>(10) 麻薬及び向精神薬取締法、<u>大麻取締法</u>、あへん法、覚醒剤取締法（麻薬等の輸入）</p> <p>(11)～(19) (同左)</p> <p>55 麻薬等の輸入（麻薬及び向精神薬取締法、<u>大麻取締法</u>、あへん法、覚醒剤取締法／所管：厚生労働省） (同左)</p>